平成２５年（フ）第９２２号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２―24　タツミハイツ205号、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺１丁目２番26号
債務者　珍部　博治
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０５号
堺市南区若松台１丁４番15―302号、前住所大阪府富田林市宮町２丁目1915番地
債務者　中屋　明美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０９号
大阪府柏原市大字高井田450番地の１　ハイグレード高井田603号、前住所大阪府柏原市大字高井田1568番地の32
債務者　村田　住子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１１号
堺市北区大豆塚町２丁54番地１　ゾーナヴェルデⅢ番館201号、前住所堺市北区大豆塚町２丁49番地　森田文化
債務者　島　　尚美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２３５号
堺市西区浜寺石津町東５丁８番27号　クイーンズコート２号館306号、前住所堺市西区北条町１丁15番11―107号
債務者　岡部　孝行
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４５号
大阪府羽曳野市西浦５丁目628番地の２
債務者　吉井　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４９号
堺市南区美木多上2417番地４　ラ・ペーシュ102号
債務者　鍋倉　友明
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目４番６号
債務者　清水　文枝
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
大阪府高石市羽衣１丁目８番３号
債務者　松﨑　祥典
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
高知市大津乙878番地１　ロゼ３―909
債務者　小池　静子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９７号
高知県土佐市蓮池5270番地
債務者　森岡　由美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７１６号
福岡市東区千早１丁目９番３―310号
債務者　山田　邦子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８０号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘１丁目８番６号
債務者　北村　由記
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６３号
福岡県筑紫野市塔原東４丁目２番７号　ウェルフェアービレッジG102号
債務者　宇都　剛志
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２３号
福岡市西区愛宕３丁目４番10―203号
債務者　岩永　昭宏（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５２号
福岡市早良区室見１丁目１番１―703号
債務者　富永　美香
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５７号
福岡市中央区港１丁目８番３―1003号
債務者　細川　忠浩
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部